

平成30年 第9回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年9月11日(火) 午前10:30~11:10
2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	2	谷地村 久人
"	3	佐藤 久美子
"	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
"	7	長根 孝衛
"	8	小澤 守昭
"	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (1人) 1番 田守 和人
5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子
6. 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名について
 - 日程第2 諸般の報告について
 - 日程第3 報告第8号 農地の転用の事実に関する照会に対する回答書について
 - 日程第4 議案第19号 非農地証明願について
 - 日程第5 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成30年第9回 9月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、9番、佐藤光男君にお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は、9名で定足数に達しておりますので、これより平成30年第9回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことで、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員には、2番、谷地村久人君並びに6番、長井進君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明をもとめます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第3、報告第8号、農地の転用の事実に関する照会に対する回答書についてを、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2ページをお開きください。</p> <p>日程第3、報告第8号、農地の転用事実に関する照会に対する回答書について報告いたします。</p> <p>5ページの農地の転用事実に関する照会書をご覧ください。本来農地の地目を変更する場合は、転用許可あるいは非農地証明を受けまして、申請者が法務局で手続きを行うわけですが、過去に農業委員会の手続きを踏んだと思われる案件で相当年数が経っている場合については、行政書士や土地家屋調査士の方で、直接法務局に地目変更の手続きを行う場合があります。</p> <p>今回の案件につきまして、本人から青森地方法務局八戸支局の方に地目変更の手続きが行われまして、その農地を管轄する新郷村農業委員会に転用の事実があるかないか照会がきたものでございます。</p> <p>まずは、転用許可あるいは非農地証明がなされているかどうか、確認</p>

	<p>を行いました。村の農業委員会で保存している書類では確認が出来ない状況でございました。</p> <p>次に、8月22日に工藤会長、谷地村委員、前山推進委員及び事務局の4名で現地調査を行い、土地の現況が登記申請書のとおり原野であることを確認し、同日、会長名で法務局へ回答をしております。3ページに回答書の写し、4ページ、農地の転用事実に関する照会書の写し、5ページに登記申請書の写し、6ページに地籍図の写し、7ページに現況写真を添付してあります。以上、報告を終わります。</p>
議長	いまの説明に補足しますが、現地確認をしたところ、何年も耕作した様子は無く、写真のとおり、農地に復元できないような状態でした。
議長	ただいまの事務局説明に対して、質疑、意見はございませんか。
高見委員	はい、議長。
議長	4番、高見委員。
高見委員	この農地は、原野になるということですか。
事務局	はい、そうです。法務局でも確認に来ます。
高見委員	原野になると、建物を建てることのできるのですか。
事務局	はい、そうなります。でも建物を建てる予定ではないようです。
高見委員	わかりました。
議長	その他、ございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>次に、日程第4、議案第19号、非農地証明願いについてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをお開き願います。</p> <p>日程第4、議案第19号、非農地証明願いについてをご説明いたします。農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か(農地・非農地)</p>

	<p>の判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めものです。</p> <p>受付番号第4号について内容説明いたします。</p> <p>9ページの受付番号第4号の非農地証明願いは、平成30年8月22日に申請があり、同日受付しております。申請人および証明を受けようとする土地については、9ページ記載のとおりです。非農地に至った理由及び現在の管理状況について、労働力不足により植林及び耕作放棄して、現在は山林となっている状況で農地への復旧は困難な状況です。9Pに議案書の写し、10ページに非農地証明願いの写し、11ページから13ページに登記事項証明書の写し、14ページから15ページに公図の写し、16ページ、17ページに案内図の写し、18ページ、19ページに写真撮影方向図の写し、20ページから21ページに現況写真を添付してありますので、参考に願います。以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番、佐藤委員から報告を求めます。</p>
佐藤委員	<p>議案第19号、受付番号第4号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は、畑として耕作していましたが、申請人が高齢および労働力不足のため、3筆のうち2筆は植林し、一筆は耕作放棄されている状況です。</p> <p>現在は、3筆とも林地化しており、隣接した周辺の土地も林地であり農地への復元は困難と思われまます。</p> <p>よって、非農地証明をしても問題ないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
谷地村委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>2番、谷地村委員。</p>
谷地村委員	<p>先ほどの説明で農地が林地化して、土地の所有者本人が農地に復元できないため、申請したのですか。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員が各地区を調査し確認した結果もある</p>

	のですか。
事務局	そういう場合もありますが、今回は所有者からの申請です。 農地利用最適化推進委員の調査の結果で、所有者に確認しています。
谷地村 委員	わかりました。
議 長	その他、質疑意見ございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第 19 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 19 号は原案のとおり決定しました。
議 長	次に、日程第 5、議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく 農業委員会の許可についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>22 ページをお開き願います。</p> <p>日程第 5、議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。</p> <p>今回は贈与が 2 件であります。譲渡人が同じですので、受付番号 14 号及び 15 号についてまとめて説明いたします。</p> <p>23 ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号第 14 号は、譲り渡し人が高齢及び労働力不足により譲り受け人に贈与するものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、23 ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>23 ページに議案書の写し、24 ページ農地法 3 条 1 項の調査書、25 ページに許可申請書の写し、26 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、24 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第 14 号の説明を終わります。</p> <p>引き続き受付番号第 15 号について、ご説明いたします。</p> <p>受付番号第 15 号は、譲り渡し人が高齢及び労働力不足により譲り受け人に贈与するものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、27 ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>27 ページに議案書の写し、28 ページ農地法 3 条 1 項の調査書 29 ページに許可申請書の写し、30 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、28 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第 15 号の説明を終わります。</p>
-----	---

議 長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番、小澤委員から報告を求めます。
小澤委員	<p>議案第20号 受付番号14号及び15号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号14号、15号とも隣接した農地に譲受人の農地があり、利用効率の面から贈与を受けたものです。</p> <p>また、利用状況から見ても特段問題ないと考えます。</p> <p>これらのことから、周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
高見委員	はい、議長。
議 長	4番、高見委員。
高見委員	受付番号15号の譲受人と譲渡人の関係はどうなのですか。
事務局	親戚とか血縁関係はないようです。譲渡人が田を作付できなくなり、譲受人の田が近くにあるため、贈与するものです。
高見委員	贈与となれば税金とかが掛ることになるんですか。
事務局	その農地の評価額によって、贈与税がかかることになります。贈与を受けたほうで、不動産取得税がかかります。
高見委員	わかりました。
議 長	その他、質疑意見ございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第20号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>

	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第20号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成30年第9回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

議 長

署名者

署名者